

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	法人番号	住 所
大林道路株式会社	4010601028815	東京都千代田区神田猿樂町 2－8－8

2. 指名停止措置期間

令和 7 年 2 月 1 9 日から令和 7 年 3 月 1 8 日まで（1 カ月間）

3. 指名停止措置の範囲 参議院所管の工事

4. 事実概要

大林道路株式会社は、建設業法第 15 条第 2 号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。このことが、建設業法第 28 条第 1 項本文に該当すると認められるとして、令和 6 年 12 月 20 日、国土交通省関東地方整備局から監督処分（指示）を受けた。

5. 指名停止措置理由

上記 4. は、参議院所管の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（平成 15 年 4 月 4 日議長決定）別表第 2 第 12 号（建設業法違反行為）に該当すると認められる。

（別表第 2 「贈賄及び不正行為等に基づく措置基準」）

措 置 要 件	期 間
（建設業法違反行為） 12 指定区域内において、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 カ月以上 9 カ月以内